

いじめの重大事態に関する調査報告書

令和7年12月11日（木）

委員会

以上のような経緯を踏まえ、令和7年7月22日（火）から本事案についていじめ重大事態として調査を開始した。

（3）調査組織の構成

令和7年度 ██████████ 委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、4年学年主任、5年学年主任、6年学年主任、██████████、いじめ対応教員、養護教諭・教育相談コーディネーター、██████████ コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

3 当該事案の概要

対応の時系列

○ 令和6年6月10日（月）

- ・朝の会から1時間目にかけて4年 ██████████ において定期の「いじめに関するアンケート」を実施した。この時点で、児童Dはタブレット端末を忘れ「いじめに関するアンケート」に回答できなかった。
- ・放課後、4年 ██████████ 学級担任が回答を確認したが、本事案に関する回答はなかった。
- ・児童Dは放課後、「いじめに関するアンケート」に回答した。

○ 令和6年6月11日（火）

- ・中休みに、児童Aが、9時半から始まる ██████████ への移動中、児童Bに叩かれたことを ██████████ に訴えた。
- ・██████████ が児童Aに聴き取りを行った。児童Aは「『██████████ ・ブサイク』と言われたこともあるが、これ以外については、嫌なことはない。」と言っていた。また、児童Bに叩かれたことについて「児童Bのことが怖いから4年 ██████████ 学級担任に伝えなかった。」とも話した。
- ・給食時間中、4年 ██████████ 学級担任が ██████████ での事象について、児童Aと児童B、児童Aの後ろに並んでいた児童Cに聴き取りを行った。令和6年6月11日（火）、██████████ への移動中、階段を降りている時、児童Cが児童Aに「（児童Aの前に並んでいる）児童Bに近づいて。」と言った。聴き取りから、児童Bは、児童Aの手が児童Bの背中にあたり、何回も「やめて。」と言ってもやめなかったため、児童Aに「██████████、██████████、██████████

、近づいて来んといて。」と言って、児童Aの頬を叩いたことを認めた。このことについて、児童Bは児童Aに頬を叩いたことを謝罪した。

- ・給食終了後、4年 学級担任が、前日に実施した定期の「いじめに関するアンケート」に回答していなかった児童Dの回答を確認したところ、『あなたの周りで、今、いじめられている人がいる』という問いに、「いる」と回答していることが分かった。
- ・6時間目に4年 学級担任が児童Dに聴き取りを行ったところ、「児童Aがいじめられている。児童Aが児童Bに何かやらされている。児童Cが児童Aに『児童Bに抱きついて』と言うと、児童Aが児童Bに抱きついた。」と話した。
- ・放課後、4年生担任 が、学年会議を行い、本事象に関する情報共有を行った。

○ 令和6年6月12日（水）

- ・2時間目に4年 学級担任が児童C、児童Bに聴き取りを行った。
- ・午前中、 が、前日の聴き取り後の児童Aの様子が心配になり、児童Aに何か嫌なことはないか聞いたところ、児童Aは「ない。」と答えた。
- ・昼休み、4年学年主任、4年 学級担任が生徒指導主任へ報告をした。
- ・放課後、4年学級担任、 、生徒指導主任と事象を共有し管理職に報告をした。

○ 令和6年6月13日（木）

- ・始業前、児童Aが児童Bに対して「怖い。」という発言をしていたため、 と生徒指導主任が再度、児童Aに他に心配なことはないか聴き取りを行った。児童Aは、「『 』『ブサイク』と言われる。また、言われるかもしれないから怖い。『～してきて。』は、いやだった。」と話した。
- ・始業前、4年 学級担任が一人で児童Dの聴き取りを行っていたが、複数体制での聴き取りが必要であると考えたため、再度、4年 学級担任と生徒指導主任が聴き取りを行ったが、2日前の聴き取り内容以外のものはなかった。
- ・放課後、4年 学級担任が児童A保護者、児童B保護者、児童C保護者へ電話で、児童Bと児童Cが児童Aに対していじめを行っていたことを連絡した。

○ 令和6年6月14日（金）

- ・ 児童A保護者から連絡帳にて、児童B、児童Cに反省文を提出するよう要望があった。

- ・教頭が奈良市教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課（以下、いじめ防止生徒指導課と記す）に、いじめ事象及び今後の対応の方針について報告した。
- ・教頭が■■■■の校長へ電話をし、4年■■■でのいじめ事象について、いじめ防止生徒指導課へいじめ事象発生の報告を入れたことを連絡した。
- ・放課後、児童A保護者が来校され、学校は本事案を重く受け止めていること、■■■委員会にて対応を協議し、指導していくことを伝えた。
- ・放課後、■■■委員会を開き、これまでの情報共有と今後の対応について検討を行った。

○令和6年6月17日（月）

- ・始業前、教頭と4年■■■学級担任が児童A保護者と面談した。
- ・校長が、経過報告及び今後の対応についていじめ防止生徒指導課に報告した。
- ・児童A両親が再び来校された。
- ・児童B両親が来校され、児童A保護者、教頭と面談した。
- ・面談の中で児童B保護者から児童Bを休ませることを提案し、児童A保護者が了承したため、児童Bは翌日から欠席することとなった。
- ・午後、児童A保護者から他にもいじめ事象があるとの訴えがあり、児童Cに4年■■■学級担任と生徒指導主任が聴き取りを行った。
- ・■■■委員会にて、いじめ事象報告及び今後の対応について協議した。今後の対応として、4年■■■の児童に「児童A、児童B、児童Cのことで知っていることを教えて欲しい。」という内容の追加アンケートを実施することとした。
- ・放課後、児童C保護者が児童Cが書いた反省文を持参し来校され、校長、教頭と面談した。
- ・放課後、児童B保護者が児童Bが書いた反省文を持参し来校され、校長、教頭と面談した。

○令和6年6月18日（火）

- ・■■■■
- ・午前中、4年■■■の児童を対象に「児童A、児童B、児童Cのことで知っていることを教えて欲しい。」という内容の追加アンケートを実施するとともに、アンケートに記述された内容についての聴き取りを開始した。
- ・放課後、■■■委員会にて、追加アンケートの回答をもとに、聴き取り内容の確認を行った。
- ・放課後、いじめ防止生徒指導課と情報共有した。

○ 令和6年6月19日（水）

- ・引き続き、追加アンケートに記述された内容についての聴き取りを行った。
- ・放課後、児童C宅へ4年[]学級担任といじめ対応教員が家庭訪問し、追加アンケートに記述された内容について事実確認のための聴き取りを行った。
- ・放課後、児童B宅へ家庭訪問し、追加アンケートに記述された内容について事実確認のための聴き取りを行った。
- ・放課後、児童A保護者が来校され、これまでの聴き取り状況の報告書を書面で渡した。

○ 令和6年6月20日（木）

- ・引き続き、追加アンケートに記述された内容についての聴き取りを行った。
- ・[]委員会にて、児童から聴き取った内容の共有と今後保護者にどのように事象について伝えていくかの協議をした。

○ 令和6年6月21日（金）

- ・引き続き、追加アンケートに記述された内容についての聴き取りを行った。
- ・校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有した。
- ・放課後、児童Bと児童B保護者が来校され、追加アンケートに記述された内容について事実確認のため児童Bへ聴き取りを行った。
- ・[]委員会にて、いじめ事象の認定、児童Bとの面談内容の共有、4年[]の指導及び、教員の複数体制について協議した。
- ・放課後、児童A保護者が来校され、面談を行った。

○ 令和6年6月24日（月）

- ・引き続き、追加アンケートに記述された内容について、関係児童に聴き取りを行った。
- ・校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。
- ・[]委員会にて、経過報告及び情報の共有を行った。児童B、児童Cの指導については、両保護者同席のもで行う方針を決定した。また、他のいじめに関わっていた児童については本日中に保護者への連絡と報告を行うことを確認するとともに、学年での指導や今後の対応について協議した。

○ 令和6年6月25日（火）

- ・校長がいじめ防止生徒指導課と現在の状況と今後の対応について共有した。

○令和6年6月26日（水）

- ・ [] より、 [] 捜査依頼があったと連絡を受けた。
- ・ 職員会議にて、本事象の経緯を全職員に情報共有し、今後の学校の対応について協議した。本事象を当該学級のことだけだと捉えるのではなく、全教職員が学級経営について振り返ることが必要だと確認した。
- ・ 放課後、児童Bが、保護者とともに登校した。4年 [] の学級担任と生徒指導主任が児童Bの指導を行った。

○令和6年6月27日（木）

- ・ 校長、教頭が [] と情報共有を行った。
- ・ 放課後、児童Cの保護者が来校され、4年 [] の学級担任といじめ対応教員が児童Cの指導を行った。

○令和6年6月28日（金）

- ・ 校長がいじめ防止生徒指導課と3度にわたり協議を行った。
- ・ いじめ防止生徒指導課より、指導主事2名とスクールソーシャルワーカー1名が来校し、 [] 委員会にて、児童Cへの指導内容について確認を行った。また、本調査の不十分な部分がないかを確認し、今後の対応について協議を行った。

○令和6年7月1日（月）

- ・ [] 委員会にて、認知した行為、認知できなかった行為について、被害児童保護者への伝え方と、謝罪の場をどのようにもつかなどを協議した。

○令和6年7月2日（火）

- ・ 児童Cに再度確認が必要な事項について聴き取りを行った。

○令和6年7月3日（水）

- ・ 児童Cに再度確認が必要な事項について聴き取りを行った。
- ・ 教頭が [] へ連絡し、情報共有した。

○令和6年7月5日（金）

- ・ 放課後、 [] 委員会にて、いじめ事象の事実認定を行った。また、4年生の学級・学年の指導方針及び [] 見守りの継続や啓発について協議した。

○ 令和6年7月10日（水）

- ・児童A保護者が「保護者説明会を開催してほしい。」という旨の要望を「さくら連絡網メール」に記載された。
- ・校長が、いじめ防止生徒指導課と情報共有した。
- ・児童A保護者が来校された。追加アンケートをもとにした聴き取りの中で、確認ができなかったいじめ事象があったことについて、校長と4年■■■■の学級担任が説明を行った。
- ・放課後、校長が児童B、児童C両保護者へ、児童A保護者が学級懇談会で今回の事象について4年■■■■の学級の保護者に周知することを要望されていることを電話で伝えた。

○ 令和6年7月11日（木）

- ・午前中、児童Cに再度確認が必要な事項について聴き取りを行った。
- ・午前中、児童Bが保護者とともに来校し、校長と面談をした。4年■■■■学級担任と生徒指導主任が児童Bに再度聴き取りを行った。

○ 令和6年7月12日（金）

- ・午前中、校長、教頭が■■■■と情報共有を行った。

○ 令和6年7月17日（水）

- ・午後、いじめ防止生徒指導課より指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名が来校し、■■■■委員会を行った。再発防止のための学級指導や児童Aの保護者が要望されている学級懇談会の開催時期や内容についての協議を行った。また、■■■■、当該事案から明らかになった課題と今後の対応について協議を行った。

○ 令和6年7月18日（木）

- ・4年■■■■の学級では、4年■■■■学級担任が、学級児童へ今回の事象について話し、これから自分たちがどうしていくのかについて話し合った。■■■■に関しては、事象の大まかな内容について話し、いじめについて考えさせる機会をつくった。
- ・放課後、児童B保護者が来校し、校長と面談を行った。

○ 令和6年7月19日（金）

- ・放課後、児童A保護者が来校された。4年■■■■学級担任から、学級で行った指導について説明を行った。

○ 令和6年8月1日（木）

- ・ [redacted] 4年生の担任が2学期からの体制について協議を行った。

○令和6年8月2日（金）

- ・ 校長、教頭が [redacted] と情報共有を行った。

○令和6年8月22日（木）

- ・ [redacted] 4年生の担任が2学期からの体制について協議を行った。
- ・ 夕刻、児童A保護者が来校された。4年 [redacted] 学級担任から児童Bの登校再開後は児童Bと接触がないように教員が見守ることを伝えた。また、 [redacted]、児童Aが登校してから下校までの見守り体制について伝えた。

○令和6年8月23日（金）

- ・ 児童A保護者が、児童Bへの指導内容の提出や今後の対応について書面で提出することへの要望を「さくら連絡網メール」に記載された。
- ・ 校長が、いじめ防止生徒指導課と情報共有した。
- ・ 夕刻、児童B宅へ、校長、4年 [redacted] 学級担任が訪問した。
- ・ 児童B保護者と面談し、校長が児童A保護者の意向を伝え、学級担任が児童Bへ2学期から登校するにあたって、1学期のことを振り返らせ、自分がとるべき行動について指導をした。
- ・ 20時頃、児童A宅へ、校長、4年 [redacted] 学級担任が訪問した。
- ・ 児童A保護者に、児童B保護者の意向を伝えた。児童A保護者から夏休み中の学校対応について書面での提出を求められた。
- ・ 校長と4年 [redacted] 学級担任は一度学校に戻り、再び校長が児童A宅を訪問し、夏休み中の学校対応をまとめたものを届けた。

○令和6年8月26日（月）

- ・ 2学期が始まるにあたり、4年 [redacted] 学級教室の児童Aと児童B及び児童Cの接触を防ぐために座席を離し、距離をとった。また、4年 [redacted] 学級教室には常時1名の教員を配置し、児童Aを見守る体制を整えた。
- ・ 児童Aが登校し、続いて児童Bが登校を再開した。
- ・ 始業前、児童A保護者が来校され、4年 [redacted] の教室にて参観された。
- ・ 校長が、いじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。

- ・午後、再度児童A保護者が来校され、教頭、学級担任、[REDACTED]と面談を行った。その際、児童A保護者は学校の見守り体制について、書面で報告することを要望された。
- ・放課後、[REDACTED]委員会にて、児童Aの見守り体制など、今後の対応について協議した。

○令和6年8月27日（火）

- ・児童A保護者より「さくら連絡網メール」にて、児童Aの体調不良について連絡を受けた。校長が、児童Aの不安やストレスが除けるように見守りを行っていく旨のメールを返信した。
- ・この日から、[REDACTED]連絡帳で児童Aの一日の様子と見守り体制を知らせるとともに[REDACTED]、児童A保護者に毎日、電話報告をすることにした。

○令和6年8月28日（水）

- ・いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、特任指導主事1名）が定期学校訪問のため来校し、情報共有を行った。
- ・放課後、児童A保護者が来校され、児童Bの別室登校を要望された。
- ・校長が、児童B保護者へ、児童A保護者が別室登校を要望していることを伝えた。

○令和6年8月30日（金）

- ・児童A保護者より「さくら連絡網メール」にて、児童AにPTSDと思われる症状が出ているので休ませると連絡があった。
- ・[REDACTED]
- ・2学期開始後の4年[REDACTED]学級児童の様子を共有するとともに児童Bの別室登校の対応について協議を行った。
- ・放課後、いじめ防止生徒指導課（指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名）が来校し、校長と今後の対応について協議した。
- ・放課後、児童A保護者から9月2日（月）からの対応について、今日中に連絡がほしいという要望を受け、[REDACTED]委員会を開き、児童Bの別室登校の対応について、学習場所が確保できるまで、児童Bは校長室を利用することなどを協議した。
- ・児童B保護者が来校された。校長が児童Bの別室登校を検討していることを伝え、児童B保護者から了承を得た。

- ・校長が、児童A保護者に、児童Aの登校の不安を拭うための緊急の措置として、児童Aが使用する教室以外の場所において児童Bの学習を行うことを電話で伝えた。
- ・校長が、児童A保護者に、児童Aをスクールカウンセラーにつなげることを提案した。

○令和6年9月2日（月）

- ・ ██████████ 委員会にて、児童Bの別室登校への学校体制を協議した。
- ・校長が、全教職員に向けて、4年 ████████ の見守りと児童Bの別室登校への体制の整備について協力を要請した。

○令和6年9月3日（火）

- ・ ██████████ 委員会にて、4年 ████████ の見守り体制と、児童Bの登校から下校までの指導体制を協議した。

○令和6年9月4日（水）

- ・放課後、児童Bのケース会議を開催した。
〔校長、学級担任、養護教諭、生徒指導主任、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）〕
- ・児童Bの現状を報告し、課題や強みを見立て、指導・支援のための長期目標、短期目標を設定した。

○令和6年9月10日（火）

- ・放課後、児童A保護者が来校され、学級懇談会で説明する内容と、進め方について協議を行った。

○令和6年9月11日（水）

- ・放課後、児童A保護者が来校され、校長、4年 ████████ 学級担任と再度、学級懇談会で説明する内容についての確認を行った。

○令和6年9月12日（木）

- ・ ██████████ 委員会にて、令和6年9月 ████████ 日（ ████████ ）の学級懇談会の進め方について協議した。

○令和6年9月18日（水）

- ・児童A保護者から「さくら連絡網メール」にて、チック症状が出ている旨と、運動会の練習体制についての問い合わせが入った。
- ・校長が、児童C保護者へ学級懇談会で説明する内容について電話で伝えた。

○令和6年9月■日(■)

- ・6時間目 学級懇談会
(4年■学級担任、■、校長、教頭、生徒指導主任が参加)
- ・4年■学級担任及び校長から、今回のいじめ事象と今後の学級経営、学校経営について説明を行った。
- ・■が4年■でのいじめ事象の説明と、今後の学級経営、学年経営について説明を行った。
- ・学級懇談後に児童C保護者が、児童A保護者へ謝罪をされた。

○令和6年10月1日(火)

- ・放課後、児童Bのケース会議を開催した。
[校長、教頭、学級担任、養護教諭、生徒指導主任、いじめ防止生徒指導課(指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名)]
- ・前回設定した目標の到達度の確認と今の課題、新たな短期目標の手立ての設定を行った。

○令和6年10月2日(水)

- ・4年■在籍児童全員の現在の様子の聴き取りを行い、いじめ行為を行った児童6名の謝罪の意思を確認できたことから、■委員会にて、児童同士の謝罪に向けて協議した。

○令和6年10月11日(金)

- ・■委員会において、スクールカウンセラーによる児童Bの見立てについて内容を共有した。

○令和6年10月23日(水)

- ・いじめ防止生徒指導課(指導主事1名、特任指導主事1名)が、定期学校訪問のため来校し学校の対応について報告を行った。

○令和6年11月5日(火)

- ・放課後、児童Bのケース会議を開催した。

[校長、教頭、学級担任、養護教諭、生徒指導主任、[redacted]コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）教育支援・相談課（指導主事1名、カウンセラー1名）]

- ・ 前回設定した目標の到達度の確認と今の課題、短期目標の手立ての設定を行った。

○令和6年11月8日（金）

- ・ [redacted]委員会において、スクールカウンセラーによる児童Bの見立てについて内容を共有した。

○令和6年11月11日（月）

- ・ いじめ防止生徒指導課（指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名）、学校教育課（指導主事1名）、教育支援・相談課（指導主事2名）が来校し、[redacted]委員会にて、当該学年教員、[redacted]、専科教員、人権教育主任、生徒指導主任、[redacted]コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーから学校の実態や課題について報告し、今回の事象についての振り返りを行い、今後の対応について協議した。

○令和6年11月15日（金）

- ・ 校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。

○令和6年11月19日（火）

- ・ [redacted]スクールサポーターの校内の巡回を要望された。

○令和6年11月20日（水）

- ・ 校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。

○令和6年11月21日（木）

- ・ 校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。
- ・ [redacted]委員会にて、児童C、児童E、児童F、児童G、児童H、児童Iからの児童Aへの謝罪について検討を行った。
- ・ 放課後、4年[redacted]学級担任、[redacted]児童A宅へ家庭訪問をした。
- ・ 児童A保護者から児童Aへの関係児童からの謝罪の方法は学校に任せることや、児童Bとは、5、6年生はクラスを離すことを要望された。

○令和6年11月22日（金）

- ・ いじめ防止生徒指導課（指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事2名）が来校し、情報共有と今後の対応について検討を行った。
- ・ [] 委員会で、児童Bに対するスクールカウンセラーの見立てを共有した。また、4年 [] 学級担任と [] から、前日に児童A宅へ訪問した際の報告があり、関係児童から児童Aへの謝罪の流れについて協議をした。

○令和6年12月2日（月）

- ・ 4年 [] 学級担任と []、生徒指導主任が同席し、児童E、児童F、児童G、児童Hが児童Aに謝罪を行った。

○令和6年12月3日（火）

- ・ 4年 [] 学級担任と []、生徒指導主任が同席し、児童C、児童Iが児童Aに謝罪を行った。

○令和6年12月4日（水）

- ・ 放課後、児童Bのケース会議を開催した。
〔校長、教頭、学級担任、 []、養護教諭、生徒指導主任、いじめ対応教員、 [] コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事1名、カウンセラー1名）〕
- ・ 前回設定した目標の到達度の確認と今の課題、短期目標に向けて具体的な手立ての設定を行った。

○令和6年12月16日（月）

- ・ いじめ防止生徒指導課（指導主事1名）、学校教育課（指導主事1名）が来校し、4年 [] []にて授業改善のために5時間目「道徳」、6時間目「算数」の公開授業を参観した。児童下校後、学級経営及び授業改善のための研究討議を行った。

○令和6年12月18日（水）

- ・ いじめ防止生徒指導課（指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事2名）、学校教育課（指導主事1名）が来校し、情報共有と今後の対応

について検討を行った。[redacted]委員会にて、授業改善に向けた授業研究、ソーシャルスキルを取り入れた授業への取組、教職員研修の実施時期などを協議した。

○令和6年12月19日（木）

- ・ 校長が、児童B保護者に3学期も別室登校の対応を継続する方針を伝えた。児童B保護者は了承された。
- ・ 校長が、児童A保護者に3学期も児童Bの別室登校の対応を継続する方針を伝えた。

○令和7年1月7日（火）3学期始業式

- ・ [redacted]

○令和7年1月9日（木）

- ・ [redacted]委員会にて、これまでの対応を確認し、今後の方向性と動きを検討した。
- ・ 放課後、4年[redacted]学級担任が児童B宅に家庭訪問をし、児童B保護者と面談した。

○令和7年1月16日（木）

- ・ いじめ防止生徒指導課（指導主事1名）、学校教育課（指導主事1名）が来校し、4年[redacted]にて授業改善のために5時間目「道徳」、6時間目「算数」の公開授業を参観した。児童下校後、学級経営及び授業改善のための研究討議を行った。

○令和7年1月21日（火）

- ・ 児童Bのケース会議を開催した。
[校長、教頭、学級担任、[redacted]、養護教諭、生徒指導主任、いじめ対応教員、[redacted]コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事2名、カウンセラー1名）]
- ・ 前回設定した目標の到達度の確認と今の課題、短期目標の達成に向けた具体的な手立ての設定を行った。
- ・ ケース会議に引き続き、いじめ防止生徒指導課（指導主事2名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事2名、カウンセラー1名）と、[redacted]委員会にて、児童Aの最近の様子や見守り体制、4年[redacted]の児童たちの様子や取組についての情報を共有した。児童Bの別室解除及び来年度のクラスへの復帰について協議した。

○令和7年1月30日（木）

- ・いじめ防止生徒指導課（指導主事1名）、学校教育課（指導主事1名）が来校し、授業改善のために4年[]にて「道徳」、4年[]にて「算数」の公開授業を参観した。児童下校後、学級経営及び授業改善のための研究討議を行った。

○令和7年2月5日（水）

- ・午前中、インクルーシブ教育の視点を学校全体に広げるため、教育支援・相談課（指導主事2名）による2年生（[]）、4年生（[]）の参観とフィードバックを[]を受けた。
- ・引き続き、放課後に、全教職員が教育支援・相談課（指導主事2名）による研修を受けた。

○令和7年2月19日（水）

- ・児童Bのケース会議を開催した。
[校長、教頭、学級担任、[]、養護教諭、生徒指導主任、いじめ対応教員、[]コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援・相談課（指導主事1名、カウンセラー1名）]
- ・前回設定した目標の到達度の確認。今の課題、短期目標の達成に向けて具体的な手立ての設定と来年度に向けてカウンセリングの継続や体制の整備をした。

○令和7年2月20日（木）

- ・校長、教頭、いじめ防止生徒指導課（指導主事2名）が、オンラインにて、弁護士と面談を行った。

○令和7年2月27日（木）

- ・校長と4年[]学級担任が児童B宅へ訪問し、児童B保護者に児童Bの家庭での様子を聞き、今後の方向性について協議を行った。

○令和7年2月28日（金）

- ・[]委員会にて、前回会議（令和7年1月21日（火））以降の学校対応について情報共有し、今後の対応について協議した。

○令和7年3月6日（木）

- ・児童A保護者から「さくら連絡網メール」にて、懇談会での校長の発言の経緯について書面で回答を求められた。
- ・校長が、回答については児童Aの個人懇談時にお渡しすることを「さくら連絡網メール」にて返信した。
- ・[]個人懇談にて、[]が児童Aの見守りについて、[]だけでなく、複数の教職員で見守っていることを説明した。

○令和7年5月19日（月）

- ・いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、特任指導主事1名）が定期学校訪問で来校し、野外活動についての具体的な配慮について情報共有した。
- ・野外活動引率者による打ち合わせにて、児童Aと児童Bが接触することを防ぐため、両者の動線を確認するとともに、見守りの体制について協議を行った。

○令和7年5月22日（木）

- ・児童A保護者から「さくら連絡網メール」にて、児童Aと仲の良い児童が、児童Bと同じクラスであることや同じ活動班であることから、児童Aが「仲の良い友だちに近づけない」という不安があると訴えられた。

○令和7年5月23日（金）

- ・校長がいじめ防止生徒指導課と情報共有を行った。

○令和7年5月26日（月）

- ・児童Bのケース会議を開催した。
 {校長、教頭、学級担任、[]、養護教諭、生徒指導主任、いじめ対応教員、[]コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止生徒指導課（指導主事1名、スクールソーシャルワーカー1名）、教育支援課（指導主事1名、カウンセラー1名）}
- ・児童Bの現状を報告し、課題や強みを見立て、支援のための長期目標、短期目標を設定した。

○令和7年5月28日（水）

- ・放課後、児童A保護者が来校され、5年[]学級担任と校長が対応した。

- ・5月■日(■)から1泊で参加した野外活動で、児童Aと仲の良い児童が、児童Bと同じグループであったため、児童Aが仲の良い児童に近づけなかったことを悲しんでいると、児童A保護者からの訴えがあった。

○令和7年5月30日(金)

- ・児童A保護者が診断書を学校に提出された。これを受け、■■■■委員会にて協議し、本件を「いじめの重大事態」と捉え対応を進めていく方針を決定した。夕刻、校長から児童A保護者へ本件を「いじめ重大事態」として捉え対応をしていく方針を決めたことを伝えるとともに、「いじめ重大事態に係る申立書様式」の提出について依頼をした。

4 調査の内容

(1) 調査方法

令和6年6月11日(火)のいじめ事象を受け、当該学級で児童Aと児童B、児童Cの関係についてアンケートを実施し、アンケートに記述された内容を、記述した全員と関係児童に個別に聴き取り、事実確認を行った。

令和7年7月18日(金)、児童A保護者と調査項目に関する協議を行ったところ、昨年度事実が確認できなかった事象のうち2件についての再調査を要望されたため、昨年度の調査資料と記録をもとに児童Bへ再度聴き取りを行った。

令和7年度以降の事象については、児童A保護者の意向により調査を実施しなかった。

以上のような経緯を踏まえ、令和7年7月22日(火)から本事案についていじめ重大事態として調査を開始した。

(2) 調査項目

	行為内容
①	令和6年4月下旬、教室で児童Bが児童Aの好きな人を聞いて周りに言った。
②	令和6年5月9日(木)運動場で児童Bが航空写真の学年写真を撮るとき、児童Aに「好きな人のところに行って。」と言った。
③	運動場で児童Bが児童Aへ「好きな子のところへ今から行って来い。」と言った。児童Aが戸惑っていると「なんで行かへんねん。」と言った。(時期不明)

	行為内容
④	令和6年5月初旬から中旬、女子トイレで児童B、児童E、児童F、児童G、児童Hがトイレの「犯人さがしゲーム」でだれがノックしたかは明かさず、児童Aの反応を楽しんでいた。
⑤	令和6年5月初旬から下旬、女子トイレで、児童Bがトイレの個室に児童Aと2人で入っていたとき、誰かが「トイレして。」（発言者不明）と言った。
⑥	令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、50m走のタイムの測定中、児童Bが児童Aに脚を外に向けて腕を広げて走る走り方を教え、児童Aにその走り方をするように言い、走っている姿を笑った。それを見ていた児童Cは、休憩中に児童Aに向かって「その走り方であっちからあっちまで走って。」と言った。
⑦	令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、50m走のタイムの測定中、児童Bが児童Aに鼻をほじって食べるように言った。 児童Bが児童Aに鼻をほじった手を児童Cに付けるように言った。児童Cも児童Aに付けるように言った。
⑧	令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Bが児童Aに「児童Cへ『抱きついて。』『ハグして。』」と言った。 児童Cが児童Aに「Bに抱きついて。」などと言った。
⑨	令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Cが児童Aに抱きつかれそうになった。児童Cは抱きつかれる前に、「こっちくんな。」「あっちいけ。」「どっかいけ。」と言った。
⑩	令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Bがリレーのとき児童Aに「遅い。」と言った。順番を覚えていないことを児童Aにきつい口調で言った。
⑪	令和6年5月下旬、教室で、児童Bが児童Aに「○○さんに好きって言って。」と言った。
⑫	令和6年5月中旬、教室から特別教室への移動中、廊下で、児童Bが児童Aに「児童Cに～してきて。」と言った。 児童Cが児童Aに「児童Bに～してきて。」と言った。
⑬	令和6年5月中旬、教室から特別教室への移動中、児童Bが児童Aに「児童Cにチューしろ。」と言った。

	行為内容
⑭	給食の時、児童Cが児童Aに「好きな人だれ。」「嫌いな人だれ。」と聞いた。(時期不明)
⑮	令和6年5月下旬、給食準備中、教室で、児童Bが児童Aの両腕を後ろから掴み、児童Cに抱きつかせようとした。
⑯	休憩時間、児童Bが児童Aに「児童Cにハグしてきて。」「児童Cに抱きついて。」と言った。 児童Cが児童Aに「児童Bに抱きついて。」と言った。(時期不明)
⑰	令和6年5月17日(金)校外学習の時、児童Bが児童Aへ「マスクとれ。」と言った。
⑱	給食時間、児童Bが児童Aが爪を食べていると「爪、何味?」と聞いた。 児童Bが児童Aが鼻をほじっていると「鼻くそ、何味?」と聞いた。(時期不明)
⑲	令和6年5月下旬、給食準備中、児童Bが「この人(他の人を指さして)かわいい?」「それともブス?」と尋ね、児童Aにかわいいとかブスとか言わせた。 また、児童E・児童Iが「児童Aさん、この人(他の人を指さして)かわいい?」と尋ね児童Aに「かわいい。」と言わせた。
⑳	令和6年6月上旬、掃除の時間、児童Bが児童Aに対して、「 」と2回程度言った。
㉑	令和6年6月11日(火)、 への移動中、階段をおりている時、児童Cが児童Aに「児童Bに近づいて。」と言った。児童Aは児童Bに近づいた。児童Aの手が児童Bの背中にあたり、児童Bは児童Aの頬を叩いた。
㉒	給食時間中、児童Cが児童Aに「児童Bに抱きついて。」と言った。児童Bが抱きつきにきた児童Aの左腹のあたりを叩いた。(時期不明)
㉓	令和6年6月13日(木)教室移動中、児童Cが児童Aに「児童Bさんに抱きついて。」と言った。その後、手を広げて自分に向かってきた児童Aを柵に押しつけた。
㉔	児童Bが児童Aの背中を叩いた。(時期不明)

いて再調査が必要であると考え、令和7年8月26日（火）

改めての聴き取り調査は行わなかった。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

③運動場で児童Bが児童Aへ「好きな子のところへ今から行って来い。」といった。児童Aが戸惑っていると「なんで行かへんねん。」と言った。（時期不明）

③の件については、児童A保護者より提出された「いじめ重大事態に係る申立書」に記載があったことから、新たに調査が必要な事象として、令和7年7月11日（金）

聴き取り調査は行わなかった。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

④令和6年5月上旬から中旬、女子トイレで児童B、児童E、児童F、児童G、児童Hがトイレの「犯人さがしゲーム」でだれがノックしたかは明かさず、児童Aの反応を楽しんでいた。

④の件については、追加アンケート結果をもとにした聴き取り調査より発覚した事案である。関係児童への聴き取りを進める中で、児童Aがノックをされる側で、他の児童は、児童Aの反応を楽しんでいたという事実が確認できた。

今回、委員会では改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑤令和6年5月上旬から下旬、女子トイレで、児童Bがトイレの個室に児童Aと2人で入っていたとき、誰かが「トイレして。」（発言者不明）と言った。

⑤の件については、追加アンケート結果をもとにした聴き取り調査より発覚した事案である。関係児童への聴き取りから、本件について行為者は不明であるが、事実を確認することができた。

今回、委員会では改めて検討した結果、行為者は不明であるものの、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑥令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、50m走のタイムの測定中、児童Bが児童Aに脚を外に向けて腕を広げて走る走り方を教え、児童Aにその走り方をするように言い、走っている姿を笑った。それを見ていた児童Cは、休憩中に児童Aに向かって「その走り方であっちからあっちまで走って。」と言った。

⑥の件については、追加アンケートに記述した7名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

また、児童Cに確認をしたところ、走り方を教えてはいないが、その走り方で走るように指示をしたという行為について認めた。

委員会では改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑦令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、50m走のタイムの測定中、児童Bが児童Aに鼻をほじって食べるように言った。

児童Bが児童Aに鼻をほじった手を児童Cに付けるように言った。児童Cも児童Aに付けるように言った。

⑦の件については、追加アンケートに記述した2名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童B、児童Cに確認したところ、児童B、児童C共に当該事象について認めた。

今回、委員会では改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑧令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Bが児童Aに「児童Cへ『抱きついて。』『ハグして。』」と言った。

児童Cが児童Aに「Bに抱きついて。」などと言った。

⑧の件については、追加アンケートに記述した2名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童B、児童Cに確認したところ、児童Bも児童Cも当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑨令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Cが児童Aに抱きつかれそうになった。児童Cは抱きつかれる前に、「こっちくんな。」「あっちいけ。」「どっかいけ。」と言った。

⑨の件については、追加アンケートに記述した1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Cの名前が挙がったため、児童Cに確認したところ、児童Cは当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑩令和6年5月中旬から下旬、運動場での体育の時間、児童Bがリレーのとき児童Aに「遅い。」と言った。順番を覚えていないことを児童Aにきつい口調で言った。

⑩の件については、追加アンケートに記述した1名の児童と周辺にいた1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑪令和6年5月下旬、教室で、児童Bが児童Aに「〇〇さんに好きって言って。」と言った。

⑪の件については、追加アンケートに記述した1名の児童と周辺にいた1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑫令和6年5月中旬、教室から特別教室への移動中、廊下で、児童Bが児童Aに「児童Cに～してきて。」と言った。

児童Cが児童Aに「児童Bに～してきて。」と言った。

⑫の件については、令和6年6月13日（木）[]と生徒指導主任が、児童Aに聴き取りを行ったところ「『～してきて。』は、いやだった。」と話したことから発覚した事象である。また、追加アンケートにも同様の記述があったことから、周辺の児童1名へ聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童B、児童Cに確認したところ、児童Bも児童Cも当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑬令和6年5月中旬、教室から特別教室への移動中、児童Bが児童Aに「児童Cにチューしろ。」と言った。

⑬の件については、追加アンケートに記述した1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑭給食の時、児童Cが児童Aに「好きな人だれ。」「嫌いな人だれ。」と聞いた。(時期不明)

⑭の件については、追加アンケートに記述した1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Cの名前が挙がったため、児童Cに確認したところ、児童Cは、児童Aに「好きな人だれ。」と聞いたという行為については認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑮令和6年5月下旬、給食準備中、教室で、児童Bが児童Aの両腕を後ろから掴み、児童Cに抱きつかせようとした。

⑮の件については、追加アンケートに記述した2名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑯休憩時間、児童Bが児童Aに「児童Cにハグしてきて。」「児童Cに抱きついて。」と言った。

児童Cが児童Aに「児童Bに抱きついて。」と言った。(時期不明)

⑯の件については、追加アンケートに記述した2名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童B、児童Cに確認したところ、児童Bも児童Cも当該事象について認めた。

今回、[]委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑰令和6年5月17日（金）校外学習の時、児童Bが児童Aへ「マスクとれ。」と言った。

⑰の件については、児童A保護者より提出された「いじめ重大事態に係る申立書」に記載があったことから、新たに調査が必要な事象として、令和7年7月11日（金）
調査は行わなかった。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

⑱給食時間、児童Bが児童Aが爪を食べていると「爪、何味？」と聞いた。

児童Bが児童Aが鼻をほじっていると「鼻くそ、何味？」と聞いた。（時期不明）

⑱の件については、追加アンケートに記述した1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、委員会
委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑲令和6年5月下旬、給食準備中、児童Bが「この人（他の人を指さして）かわいい？」

「それともブス？」と尋ね、児童Aにかawaiiとかブスとか言わせた。

また、児童E、児童Iが「児童Aさん、この人（他の人を指さして）かわいい？」と尋ね児童Aに「かわいい。」と言わせた。

⑲の件については、追加アンケートに記述した1名の児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童B、児童E、児童Iが挙がったため、児童B、児童E、児童Iに確認したところ、児童B、児童E、児童Iは当該事象について認めた。

今回、委員会
委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

⑳令和6年6月上旬、掃除の時間、児童Bが児童Aに対して、「
」と2回程度言った。

⑳の件については、児童Aが、令和6年6月11日（火）に■■■■■■■■■■に訴えたことから発覚した事象である。また、追加アンケートにも同様の記述があったことから、記述した児童に聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bは当該事象について認めた。

今回、■■■■■■■■■■委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実と行為を受けた児童の心身の苦痛が認められることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

㉑令和6年6月11日（火）、■■■■■■■■■■への移動中、階段をおりている時、児童Cが児童Aに「児童Bに近づいて。」と言った。児童Aは児童Bに近づいた。児童Aの手が児童Bの背中にあたり、児童Bは児童Aの頬を叩いた。

㉒の件については、児童Aが、令和6年6月11日（火）に■■■■■■■■■■に訴えたことから発覚した事象である。聴き取りの中で、行為を行った者として児童Bの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について認めた。

今回、■■■■■■■■■■委員会で改めて検討した結果、加害行為の事実と行為を受けた児童の心身の苦痛が認められることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

なお、この事象については令和6年7月に認知している。

㉓給食時間中、児童Cが児童Aに「児童Bに抱きついて。」と言った。児童Bが抱きつきにきた児童Aの左腹のあたりを叩いた。（時期不明）

㉔の件については、追加アンケートに記述した1名の児童と周辺の4名の児童へ聴き取りを行った。聴き取りの中で、行為を行った者として児童B、児童Cの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Cが児童Aに児童Bに「抱きついて。」と言ったことを認めた。また、児童Bが近づいてきた児童Aの肩を押したということは認めた。周辺児童に行った聴き取りでも、肩を押していたという証言であった。左腹のあたりを叩いたという事実は確認できなかったが、肩を押したという事実は確認できた。

本件については、「いじめ重大事態に係る申立書」により、児童A保護者から再調査を要望されたため、昨年度の調査資料と記録をもとに、令和7年7月18日（金）、生徒指導

主任、教頭が児童Bに再度聴き取りを行ったが、児童Bは当該事象について「知らない。」と答えた。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について、左腹のあたりを叩いたという事実は確認できなかったが、肩を押したという事実は確認できた。

今回、[] 委員会で検討した結果、加害行為の事実が確認され、その行為を受けた児童の心身の苦痛を感じていると推察されることから、法第2条第1項の定義に則り、本件は「いじめ」に該当すると認められる。

㉓令和6年6月13日（木）、教室移動中、児童Cが児童Aに「児童Bさんに抱きついて。」と言った。その後、手を広げて自分に向かってきた児童Aを柵に押しつけた。

㉓の件については、追加アンケートに記述した1名の児童と周辺にいた2名の児童に聴き取りを行った。行為を行った者として児童Bと児童Cの名前が挙がったため、児童Bに確認したところ、児童Bは当該事象について「知らない。」と答えた。児童Cも当該事象について「知らない。」と答えた。周辺児童2名にも確認したが、本事象については「知らない。」と答えた。

本件については、「いじめ重大事態に係る申立書」により、児童A保護者から再調査を要望されたため、昨年度の調査資料と記録をもとに、令和7年7月18日（金）、生徒指導主任・教頭が児童Bに再度聴き取りを行ったところ、児童Bは当該事象について「知らない。」と答えた。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

㉔児童Bが児童Aの背中を叩いた。（時期不明）

㉔の件については、「いじめ重大事態に係る申立書」により、児童A保護者から訴えがあった事象である。この事象について、[] 委員会は再調査の必要があると考え、令和7年7月11日（金）[]

[] 改めての聴き取り調査は行わなかった。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

㉕令和7年4月、児童Bが児童Aを睨んだ。

㉕の件については、「いじめ重大事態に係る申立書」により、児童A保護者から訴えがあった事象である。この事象について、[] 委員会は再調査の必要があると考

え、令和7年7月11日（金）

、改めての聴き取り調査は行わなかった。

以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

⑳令和7年5月 日（ ）、1年生を迎える会の移動中、児童Bが児童Aとすれ違う際に威嚇した。児童Bのそばにいた2名が児童Aを指さし「あいつや。」と大きな声で言った。

㉑の件については、「いじめ重大事態に係る申立書」により、児童A保護者から訴えがあった事象である。この事案について、 委員会は再調査の必要があると考え、令和7年7月11日（金）

、改めての聴き取り調査は行わなかった。当日の記録によると、5年生各学級、2～3分の間隔をとって教室から体育館の移動を行っていた。体育館でも学級ごとに並び、児童Aと児童Bの距離は離れており、1年生を迎える会の間、担任と複数の教員が終始児童Bを見ていたが、そのような行為は見られなかったとのことであった。以上のような経緯から、訴えのあった事象について確認することはできなかった。

6 学校の対応に関する分析と考察

6.1 事象発生時の初期対応について

本事案は、令和6年6月10日（月）の定期の「いじめに関するアンケート」と、翌11日（火）の児童Aからの訴えを契機に発覚した。

4年 学級担任は、児童Aからの訴えを受け、関係児童に聴き取りを行い指導をしている。しかし、今回訴えがあった事象の聴き取りだけで終わっており、いじめの背景や他の事象について網羅的に聴き取りが出来ていなかった。

また同日、児童Dが定期「いじめに関するアンケート」に「児童Aがいじめられている。」と回答した件について、4年 学級担任は児童Dに聴き取りを行い本事象を把握していたにも関わらず、この段階では当該学年での報告のみに留まり、 委員会への報告や情報共有が行われていなかった。本件は、学校として最優先に対応しなければならない事案であったにも関わらず、迅速かつ組織的な対応への意識が欠けていた。平素から、いじめの疑いがある事象については、管理職または生徒指導主任への報告・連絡・相談を行うよう周知していたが、実施の徹底には至っていなかった。その背景には、

いじめ対応は他の業務よりも優先して組織的に行わなければならない、という認識が教職員の間で不足していたことが考えられる。いじめ対応を迅速に行うことの重要性については、「いじめの防止等のための基本的な方針」にも示されている。

また、令和6年6月11日（火）の時点で、児童Bが児童Aの頬を叩いたという事象について指導を行っていたにも関わらず、4年[]学級担任、[]、児童A保護者及び関係児童保護者へ連絡を行っていなかった。児童A保護者へ報告がなされたのは事象発生から2日後であり、初動の対応が遅かった。早期に保護者へ連絡を行うことで、保護者との連携が可能となり、児童Aの様子について詳しく把握したり、支援の方法を共に検討したりすることができた可能性がある。そうすることで、児童Aの不安を和らげるとともに、児童A保護者と学校との信頼関係を築くことができたのではないかと考える。保護者への連絡が遅れた原因は、対応した教職員が事象を重く受け止めていなかったことや、それまでの人間関係に目を向けることができていなかったからだと考えられる。

児童Aは児童Bを「怖い」と感じていたことなどから、[]委員会はいじめ事象の報告を受けた時点で、単なる児童間の「些細なトラブル」としてではなく、複数の要因が絡み合う複雑な事象として網羅的に聴き取りを行う必要があると判断した。そして、組織的に対応するため複数の教員による聴き取りを実施することを決定し、令和6年6月13日（木）、児童A、児童Dに再度聴き取りを実施した。

しかし、児童Aは、自分自身の思いや感情を言葉で表現することが苦手な児童であり、他にも本人が訴えることができていない事象がある可能性を考慮すると、児童A保護者へ協力を求める必要があったと考える。また、事象のきっかけや背景にある人間関係などを網羅的に把握するために、聴き取りの範囲を広げ周囲の児童に聴き取りを行うなど、[]委員会で調査方法や調査対象について熟考する必要があったと考える。

そのようにすることで、児童Aが受けたいじめ事象に関する事実関係をより早期に詳細に把握し、迅速な対応や児童Aへの心理的なケア、また児童A保護者との信頼関係づくりにもつなげることができたのではないかと考える。

いじめ事象への対応は、法の十分な理解と法に則った対応が不可欠である。本事象の反省を活かし、今後、法やガイドラインの理解を深めるための研修を実施する必要がある。

6.2 被害児童への支援について

学校は事象発生後、教室内で児童Aといじめを行った児童との物理的な距離を離すこと、4年[]学級担任、[]、さらに1名の教員を配置するなど、児童Aの心理的不安を緩和すべく環境に配慮をしてきた。しかし、聴き取り調査の中で、児童Aが長期に渡り多数のいじめを受けていたことが分かってきた段階で、早期にスクールカウ

セラーに情報を共有し、専門的な見立てを聞いたり、必要に応じて児童Aをカウンセリングにつなげたりするなど、心理面のケアについても議論を重ねていくべきであった。

また、2学期開始とともに、児童Bが登校を再開すると、すぐに、児童A保護者から児童AのPTSDのような症状についての訴えがあった。そして、現在も児童Aは、「神経性嘔吐」「PTSD」の症状があり通院治療が続いている。2学期の開始前に、学校から児童A保護者へ2学期からの見守り体制等を伝えてはいた。しかし、夏季休業中に、家庭訪問や電話連絡をするなど、児童Aの心理状態の把握に努めるなどの十分なコミュニケーションがとれていなかった。また、2学期からの学校生活や見守り体制について相談し、児童A保護者と学校との連携を密にすることで、児童Aの不安を軽減できたのではないかと考える。このことから、学校は児童Aに対する寄り添いが十分ではなかったと考える。

6.3 加害児童への指導・支援について

本事象の発覚後、学校は学級全体での追加アンケートや聞き取りをもとに事実確認を行い、児童B、児童Cをはじめとする関係児童に指導を行った。

児童Bについては、別室指導の期間中にスクールカウンセラーによるカウンセリングを月2回実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を交えた月1回のケース会議を行ってきた。カウンセリングについては、自身の行動の背景にある感情や考えを振り返り、適切な行動を考え、日常生活に活かすことを重視してきた。ケース会議では、様々な立場の視点から出し合った情報をもとに見立てを行い、心理面を含めた指導方針についての検討を重ねた。表面的な指導に終わることなく、心の内面にも注視しながら慎重に指導を進めていたことから指導に時間を要したが、現在もカウンセリングとケース会議を行い、継続的に指導を続けている。

また、児童Bは低学年時に落ち着かない言動が見られ、2年生時には校内での教職員によるケース会議を実施し指導方針の検討を重ねてきた。しかし、3年生時にはそのような行動が落ち着いていた様子であったことから、次年度の担当教員への引き継ぎが不十分であった。落ち着かない言動が多く見られる児童については、落ち着いている様子が見られる状態であっても、これまでの指導内容や指導方針を学年を超えて確実に引き継いでいく必要があると考える。

児童Cについては、児童Bと同様に多くの事象に関わっていたが、児童Bに行ったようなカウンセリングやケース会議については実施しなかった。指導後の様子から、児童Cに必ずしもカウンセリングやケース会議の実施が必要であったとは言えないが、児童Cへの継続的な指導については、事案の対応に追われて、十分な議論ができていなかったと考える。

その背景の一つとして新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。本学年の児童は、就学前と入学後の前後2年間、人との距離や人と関わること、遊びや会話などを制限され、発達段階に応じた生活経験が不足している状況があった。

このような状況であるからこそ、教職員は日々の授業の方法や教育活動の在り方について議論を重ね、子どもたちに正しい人権感覚を養うとともに、子どもたちが適切に人と関わる方法について学ぶことができるよう工夫をするべきであった。事象発生後、いじめ防止生徒指導課及び学校教育課と連携し、当該学級及び学年を中心に授業改善のための取組を行ってきたが、事象が発生する前から学校として意識的に取り組むべきであったと考える。

7 再発防止策について

7.1 迅速で組織的ないじめ対応

委員会への情報共有や保護者連絡の遅れ、また網羅的な聴き取りの不足といった初動の対応に関する課題について、以下のような再発防止策を講じる。

児童・保護者からの児童間トラブルに関する情報（アンケートの記述、児童からの訴え、保護者からの連絡など）を受け取った場合、最優先で生徒指導主任または管理職へ報告することを全教職員で再度確認し、生徒指導主任が報告を受けた場合については管理職に報告する。教職員は、いじめ対応は他のどのような業務よりも優先して行わなければならないという共通認識を持ち、迅速な情報の共有を行うとともに、組織的な対応を行う。いじめは、初期の段階では「からかい」や「遊び」に見えることがあることから、わずかでもいじめの疑いがあると感じた時点で、個人で判断することなく直ちに報告・相談することを義務付ける。

管理職は、報告を受けた段階で速やかに「委員会」を設置し、被害児童の安全確保や事実関係の把握等、対応について協議する。特定の教職員で問題の抱え込みを防ぎ、組織的に対応を行う。

いじめの対応については、事実関係の把握が重要であることから、被害児童や加害児童への聴き取りだけでなく、事実関係が判然としない場合、複数人が絡んでいる事案については、他の児童に聴き取りの範囲を広げるなど、事象の背景にある人間関係や他の事象についても網羅的に把握できるようにする。聴き取りにあたっては、誰が、何を、どのように聴き取るかを委員会で確認し、聴き取りの抜けや漏れを防ぐ。いじめの

認知についての判断は、被害児童の心身の状況に着目し、当該児童の立場に立って組織として行うことを徹底する。

7.2 情報共有の仕組みと組織について

児童の情報の引き継ぎの不足等、組織的な情報共有の課題について、以下のような再発防止策を講じる。

特定の教職員の抱え込みを防ぐためには、些細なことでも相談しやすい職場風土の醸成が重要であると考え。そのため、現在担当者のみで行っている「 委員会」を、今後は、全教職員で実施する方針に切り替える。この取組は、経験の豊かな教職員など様々な立場の教職員が積極的に情報共有をすることで、経験の浅い教職員も安心して情報共有ができる。教職員の不安や悩みを共有し、職員間の連携を強化することで、組織全体の風通しを改善し、教職員の抱え込みを未然に防ぐ。さらに、教職員間での日常的な情報共有は、児童一人ひとりの理解を深め、いじめの早期発見・早期対応につながる事が考えられる。なお、児童間トラブル、保護者からの訴えがあった事案は即時に共有し、危機意識を共有した上で、迅速かつ連携した対応体制を確立する。

児童の指導・支援に当たっては、その児童に関わる情報が重要である。現在、児童に関するトラブルや、日常的な児童の行動、心理状態の変化等について、情報共有ツールを活用し全教職員で共有している。今後は、週1回の終礼時に、些細な情報でも情報共有ツールに入力したり、また入力された情報について情報を共有したりすることで、日々の指導・支援に活かすことを徹底する。そして、多様な課題を抱えるすべての児童が共に学び成長できる環境を築くことを目指す。

本事案では、情報の引き継ぎに課題があったことから、現在行っている引き継ぎに加えて4月の個人懇談前に再度、前年度の担当者と児童についての情報を共有する。それにより、児童の情報がより確実に次年度の担当学年に引き継がれ、指導・支援に活かされるようにする。

7.3 被害児童への支援と加害児童への指導・支援について

被害児童への心理的ケアや寄り添った対応の不足、また加害児童への継続的な指導に関する課題に関して、以下のような再発防止策を講じる。

いじめを受けた児童は自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD(心的外傷後ストレス障害)傾向を示したりすることが考えられる。そのような場合については、物理

的な安全確保だけでなく、教育相談コーディネーターが中心となって、スクールカウンセラー等の心理の専門家に情報を共有し、速やかに被害児童を心理面からサポートする環境を整える。

いじめを受けた児童は心に傷を受けているという前提に立ち、本人及び保護者へ絶対に守り抜くという学校の意思を伝え、安心感と信頼関係の構築に努める。また、不安に感じることはないか丁寧に話を聴き、見守りの体制について具体的に相談する等、本人及び保護者に寄り添った対応をするよう教職員で徹底する。

いじめを行った児童の指導については、当該児童が同じ行為を繰り返すことがないよう、指導方法や内容について [] 委員会です十分に協議を重ねた上で行う。表面的な指導に終止するのではなく、いじめを行った児童が自らの行動を振り返り行動を改善することができるよう継続的に指導に当たる。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、また教育委員会や子どもセンター等の関係機関とも連携し、加害児童が抱える困難を解消し、根本的な課題にアプローチすることで、再発の防止につなげる。

7.4 未然防止教育の推進と豊かな人権意識を高める教育

本事案が起きた背景として明らかになった、人権教育を中心とした日々の教育活動の在り方に関する課題について、以下のような再発防止策を講じる。

学校教育活動全体を通して、生命を大切にできる心や互いを認め合うことができる心、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを児童にしっかりと育むことは重要である。これまで本校では、毎月 [] として、例えば、「なかまについて考えよう」など、全校が同じテーマで人権意識を高める授業を各学年の発達段階に応じて行ってきたが、学んだことが日々の生活の中で活かしきれていない現状がある。

このような現状を踏まえ、人権教育部が中心となって指導内容が児童の実態にあったものであるか見直しを行うとともに、ロールプレイやグループ討議など指導方法についても工夫することで、児童が学んだことを日々の生活に活かせるようにする。

また、現在行っている年1回の人権参観と人権をテーマにした懇談は、児童と保護者とともに人権について考える貴重な機会であるため、取り上げるテーマや教材についても工夫し、充実した取組とする。さらに、「優しさと笑顔あふれる学校」を目指し、異学年・異年齢・地域等との協働的な学びの場の設定や、インクルーシブ教育の推進を通して、多様な価値観を認め合う心を育む。

よりよい人間関係やいじめのない学校生活を実現するためには、いじめについて児童が主体的に考える態度を養うことが大切である。そのため、例えば、委員会活動や児童会活動において自分たちにできることを相談し、児童自身が自主的、実践的に取り組む経験を積み重ねることが、身近な問題についてみんなで考え解決していく態度を養うことにつながる。自分たちの身の回りの不条理や不合理、いじめにも問題意識をもち解決していこうとする実践力をつけることができると考える。

また、道徳の授業を中心に、自分がいじめを受けたときのSOSの出し方や、いじめとを感じる場面に遭遇した際にどのように行動するかなど、様々な立場に立って具体的な行動について学ぶことも必要である。教職員は、児童を注意深く観察し、対等ではない関係や児童によるからかいの言動を始めとしたいじめの兆候を見逃さないための意識改革を徹底する。そして、いじめを許さない雰囲気づくりなど、いじめを許さない人権意識の醸成に努める。

このような学校教育活動全体での取組を積み重ねることで、児童一人ひとりが自らの中に善悪の判断基準を養い、「いじめを決して許さない学校」づくりにつながると考える。

7.5 資質を高める教職員研修

本事象の分析を通して明らかになった法やガイドラインの理解の不足、また教職員の資質向上という課題について、以下のような再発防止策を講じる。

まず、教職員の「法やガイドラインの認識不足」という課題を解消するため、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について、繰り返し研修を行い教職員の法に対する認識を高める必要がある。この研修で得た知識を基に、いじめの疑いがある情報が入ったときの報告や相談ルートについて様々な状況を想定して確認をする、事実確認を行うときの児童への聴き取り方や保護者の話の聴き方についてロールプレイをする、過去の具体的な事案を用いてグループ討議をするなど、教職員が実践的に学ぶ研修を行う。

また、夏季研修会にて「事後検証会議」を開催し、実際の対応事例について、研修で得た法律やガイドラインに関する知識を基に対応ができたかを検証する。さらに、研修で得た知識や技能は日々の教育活動で実際に実践することが重要である。日々の教育活動の中で発生する児童間トラブルやいじめ事象などの対応の際、XXXXXXXXXX委員会では法やガイドラインの知識を根拠に対応することができているか日々確認しながら進める。また、いじめやトラブルについて実際に対応する際は、研修で学んだことを意識しながら実践し有効に活かすことができたか、教職員で対話をしながら振り返り、日々検証していく

ことが重要である。このように、研修と実践の往還を継続的に行い、少しずつ積み重ねていくことが本事業と同種の事態の再発防止につながっていくと考える。

また、多様な背景やいじめにつながりかねない児童の言動や、その背景にある困難を深く理解することに注力する。児童が示す多様なサインを見過ごさないための意識改革と知識獲得を狙いとして、カウンセラーによる「こどもが出す心のサイン」として児童理解に関する研修を行う。また、反対にいじめを行った児童の心理状態や、いじめを行う原因や背景の分析、さらにいじめやトラブルがなくても日頃から教職員が子どもたち一人ひとりをどのような視点で観察することが重要か、というような内容の研修が考えられる。研修では、コミュニケーションの困難さや人間関係のつまずきが、いじめの加害・被害双方につながるリスクを深く学ぶ。特に、感情や認知の特性を全教職員が理解し、「問題行動」として表れる前の段階で適切な関わり方を実践できるよう、具体的なケーススタディを重視する。

研修については、研究部が生徒指導部や特別支援教育部等と連携し、学校の子どもたちの実態に合った研修はどのようなものか議論を重ね企画し、計画的に実施していく。

本計画に掲げた各施策を、全教職員が共通認識として受け止め、連携し、粘り強く実行していく。この実行計画の着実な推進を通じて、児童一人ひとりが認められていると実感できる場を提供し、安全で安心できる学校生活の実現に邁進する。

8 参考資料

- いじめ防止対策推進法（最終改正：令和3年4月28日号外法律第27号）
- いじめ防止等のための基本的な方針
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）
- 奈良市いじめ防止基本方針（奈良市・奈良市教育委員会）
- 子どものこころのケア（保護者用）（平成27年3月宮城県発行）
- 子どものこころのケア（教職員用）（平成27年3月宮城県発行）